

第 1 2 回 美郷町農業委員会議事録

開催年月日 平成 3 0 年 1 2 月 2 6 日

出席者	1. 菊池勇夫	2. 中野誠五	3. 甲斐奉文	4. 中田辰美
	5. 森田正春	6. 林田寿利	7. 柳田隆喜	8. 田野敏広
	9. 山口時義	10. 藤本政嗣	11. 黒木民徳	12. 藤田博文
	13. 菊田正光	14. 竹田親吏		

議事録署名人 14番 竹田 親吏 委員 1番 菊池 勇夫 委員

開催時間 開会 AM 10:00 ~ 閉会

発言者	内 容
局長	<p>ご起立をお願いします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>ただ今から、平成 30 年第 12 回美郷町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>お座りください。</p> <p>本日は全員出席であります。よって本日の総会は成立いたします。会長挨拶の後、美郷町農業委員会規則によりまして、会長が議長となり議事進行を行います。会長、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p><挨拶></p> <p>それでは日程表に従いまして、平成 30 年第 12 回総会を進行していきます。</p> <p>日程第 1、本日の議事録署名委員の指名をいたします。14 番竹田親吏委員、1 番菊池勇夫委員、よろしく願いいたします。</p> <p>続いて日程第 2、会期の日程は本日 1 日といたしますがよろしいですか。</p> <p><異議なし></p> <p>異議なしと認め、会期は本日 1 日と決定します。</p> <p>それでは日程第 3、議案審議に移ります。</p> <p>議案第 34 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。</p>
局長	<p>2 ページをお開きください。議案第 34 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について。農地法第 3 条の規定による所有権移転及び賃貸借の許可申請があったので、承認を求める。平成 30 年 12 月 26 日提出、美郷町農業委員会会長 菊田正</p>

光。3 ページが対象農用地の位置図であります。受付番号 112 番から 114 番までの 3 件であります。詳細については担当よりご説明いたします。

事務局員

4 ページをお開きください。受付番号は 112 番になります。申請人の譲受人が、美郷町西郷田代の 77 歳の方。譲渡人が、美郷町西郷田代の 92 歳の方です。申請地は、西郷田代字椎子の谷、田 1 筆、408 m²になります。申請理由は、売買による所有権移転。利用計画は栗となっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地のみの 13,138 m²。家畜はありません。家族総数 2 名の労力 2 名になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。5 ページが地籍集成図になります。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

森田委員

5 番、森田です。譲渡人は 92 歳と高齢で、現在老人ホームに入所しております。譲受人は 77 歳ですがまだまだ元気な方で、息子さんも近くに住んでいるようです。現地確認もしましたが、木材の搬出で整地してあり道路に面した土地であります。栗を植栽することです。問題は無いと思われませんが、ご審議よろしくお願ひします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 112 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 112 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 113 番の説明をお願いします。

事務局員

6 ページをお開きください。受付番号は 113 番になります。申請人の譲受人が、美郷町西郷田代の 67 歳の方。譲渡人が、美郷町西郷田代の 88 歳の方です。申請地は、西郷田代字沖ノソネ、田 2 筆、1,957 m²であります。申請理由は、賃貸借の設定。利用計画は水稻となっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地・借入地あわせて 19,541 m²。家畜はありません。家族総数 2 名の労力 2 名になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。7 ページが地籍集成図になります。

	<p>以上です。</p>
議長	<p>地区担当委員の説明をお願いします。</p>
中野委員	<p>2番、中野です。後ほど説明があると思いますが、本申請地は他の方と賃貸借契約がなされておりましたが、今回合意解約届が提出されております。その後の耕作を引き受けた譲受人は、この地域の区長であり梨の栽培農家でもあります。何の問題もないと思われまますのでよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 113 番について質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので採決に移ります。受付番号 113 番に賛成の方の挙手を求めます。</p> <p><全員、挙手></p> <p>ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 114 番の説明をお願いします。</p>
事務局員	<p>8 ページをお開きください。受付番号は 114 番です。申請人の譲受人が、日向市日知屋の 66 歳の方。譲渡人が、美郷町北郷宇納間の 81 歳の方です。申請地は、北郷宇納間字中原前、田 1 筆、969 m²であります。申請理由は、賃貸借の設定。利用計画は水稲となっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地のみ 6,035 m²。家畜はありません。家族総数 1 名の労力 1 名となります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。9 ページが地籍集成図になります。説明は以上です。</p>
議長	<p>地区担当委員の説明をお願いします。</p>
藤本委員	<p>10 番、藤本です。譲受人は日向在住ですが、農繁期になると帰ってきて実家の農作業をしております。譲渡人は、現在特老に入っております。家が隣同士のため、土地の管理を引き受けてもらったそうです。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 114 番について質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p><なし></p>

無いようですので採決に移ります。受付番号 114 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、議案第 35 号、非農地の許可申請についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

局長

10 ページをお開きください。議案第 35 号、非農地の許可申請について。農地法第 2 条の規定する農地でないことの証明願いの申請があったので、承認を求める。平成 30 年 12 月 26 日提出、美郷町農業委員会会長 菊田正光。11 ページが対象農用地の位置図になります。受付番号は 115 番から 117 番までの 3 件になります。詳細は担当よりご説明いたします。

事務局員

12 ページをお開きください。受付番号は 115 番になります。受付月日が、平成 30 年 11 月 26 日。申請人は、日向市春原町の 56 歳の方です。申請地は、南郷水清谷字小原、田 4 筆、畑 3 筆、計 7 筆の 4,745 m²。現況地目は原野になります。所有者は申請人と同一になります。調査月日は、平成 30 年 11 月 26 日。証明根拠は、10 年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地であるためとなっております。13 ページが地籍集成図、14 ～ 16 ページが現況写真となります。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

藤田委員

12 番、藤田です。申請人の父親が 20 年前に亡くなって土地を相続しましたが、当時は県外におり、本人はこのような農地があることを知らなかったそうです。現在は日向市に在住しておりますが、今後も耕作することは無いので今回の申請となりました。以上のことで審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 115 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 115 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございました。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。
続きまして受付番号 116 番と 117 番ですが、申請人が同一のため一括して説明をお願いします。

事務局員

17 ページをお開きください。受付番号 116 番と 117 番ですが関連がありますので一括して説明いたします。

受付番号 116 番。受付月日が、平成 30 年 12 月 17 日。申請人は、美郷町長。申請地は、西郷田代字原良、畑 2 筆、現況地目は原野、3,645.24 m²になります。所有者は、美郷町。調査月日は、平成 30 年 12 月 17 日。証明根拠は、耕作放棄地のうち、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって、農業的利用を図るための条件整備が計画されていない土地であるためとなっております。

受付番号 117 番。申請地は、西郷田代字原良、畑 1 筆、現地目は雑種地、202 m²になります。証明根拠は、10 年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地して使用することが困難な土地であるためとなっております。18 ページが地籍集成図、19 ページが計画図、20～22 ページが現況写真となります。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

森田委員

5 番、森田です。現地確認しまして、農地としての利用は困難と判断しました。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 116 番と 117 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

柳田委員

7 番、柳田です。116 番の証明根拠の意味がわかりませんので説明してください。それと非農地扱いの条件を教えてください。

議長

事務局、説明をお願いします。

事務局員

はい。まず証明根拠ですが、一定水準以上の物理的条件整備とは、通常の農耕用ではなく重機とかで抜根したりすることが必要で、今後も農業的利用を図るための圃場整備とかが計画されていない土地ということでもあります。この土地につきましては、町として 2 年以上かけて周りの町有地とあわせて一旦合筆し、現況に合わせて分筆するという進めてきましたが、今年になって登記官が代わったため白紙に戻ってしまいました。今回申請の土地については、隣接する家の方から払い下げてほしいとの希望がありましたので、この部分について分筆をし、家屋の所有者に払い下げをする。但し現況が農地ではないので、非農地として払い下げます。以上です。

議長	今の事務局の合筆の説明は、今年3月の議案に関連があります。他にありませんか。
柳田委員	もう1つ、非農地扱いの条件を教えてください。
事務局員	要件としては、農地に戻すには通常の農作業では困難であるということです。条件整備の計画がなく、今後も農地として利用されない場合も非農地になります。以上です。
柳田委員	現況写真を見ると、土を入れたら農地として使えるのではないかと思いました。となれば、非農地ではなく転用ではないかと思って聞いてみました。
事務局員	今のところ購入を希望されている方は、明確に用途が決まっておりません。傾斜があり相当な小石も混ざっているため農地として利用は出来ないと判断し、非農地の申請を受け付けました。
議長	事務局の説明はご理解いただけただけでしょうか。それではここで、暫時休憩といたします。 <休憩> それでは休憩を解いて、会議を再開いたします。意見のある方は挙手をお願いします。
中田委員	はい。
議長	どうぞ。
中田委員	4番、中田です。農地として町が所有することは出来るんですか。また、土地の真ん中に道が通っていますが、分筆して転用しなければならないのではないですか。
事務局員	町は農地は所有出来ないことになっていますが、この農地につきましては西郷村時代に、産業振興研修用としてよそからの農業者を入れて農業を営んでもらおうということを理由に取得をしております。JAファームのハウスがありましたが、撤退して現在の状況となっております。道についてですが、この2年間現況の地目に分筆することを進めてきましたが、ハウスの所有者のみが使用するものなので公衆用道路としてみる必要はないとのことでした。
議長	他にありませんか。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 116 番と 117 番に賛成の方の挙手を求めます。

<賛成、多数>

ありがとうございます。賛成多数で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、議案第 36 号、農地法第 4 条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

局長

23 ページをお開きください。議案第 36 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について。農地法第 4 条の規定による農地転用の許可申請があったので、承認を求める。平成 30 年 12 月 26 日提出、美郷町農業委員会会長 菊田正光。24 ページが対象農用地の位置図であります。受付番号 118 番から 120 番までの 3 件となります。詳細については担当よりご説明いたします。

事務局員

25 ページをお開きください。受付番号は 118 番になります。申請人が、日向市春原町の 56 歳の方です。申請地が、南郷水清谷字滝ノ内、田 4 筆、2,411 m²であります。申請の理由は、申請人の父（故人）が昭和 53 年ごろに植林をし、相続手続き中に転用申請が行われていないことが判明したための追認申請であります。転用後の用途は山林。転用の時期は昭和 53 年 4 月 1 日から昭和 54 年 3 月 31 日となっております。26 ページが地籍集成図、27 ページが始末書、28 ページが植林計画図、29～31 ページが現況写真であります。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

藤田委員

12 番、藤田です。先程の非農地案件と同じ申請人です。父親が勝手に植林していたことをまったく知らなかったため、今回の転用申請となりました。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 118 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 118 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。
続きまして、受付番号 119 番の説明をお願いします。

事務局員

32 ページをお開きください。受付番号は 119 番になります。申請人が、美郷町南郷鬼神野の 76 歳の方です。申請地は、南郷鬼神野字田出原、畑 1 筆、157 m²になります。申請の理由は、住宅建築のため隣接している宅地と併せ平成 6 年に購入し、平成 7 年に住宅建築を行った際に、住宅の一部が当該農地上にある他、一部を進入路として舗装したための追認申請であります。転用後の用途は宅地。転用の時期は、平成 7 年 6 月 1 日から平成 7 年 11 月 30 日となっております。33 ページが地籍集成図、34 ページが始末書、35 ページが配置図、36 ページが現況写真であります。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

中田委員

4 番、中田です。宅地を買った際に、隣接している自分の山の一部も造成して住宅建築をしたそうです。農地法を知らなかったため転用申請が遅れてしまったとのことです。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 119 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 119 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。
続きまして、受付番号 120 番の説明をお願いします。

事務局員

37 ページをお開きください。受付番号は 120 番になります。申請人が、児湯郡高鍋町の 75 歳の方です。申請地は、南郷鬼神野字狭間、畑 4 筆、2,087 m²になります。申請理由は、申請人の父（故人）が昭和 52 年ごろに植林し、相続手続き中に転用申請が行われていないことが判明したための追認申請であります。転用後の用途は山林。転用の時期は、昭和 52 年 4 月 1 日から昭和 53 年 3 月 31 日となっております。38 ページが地籍集成図、39 ページが始末書、40 ページが植林計画図、41 ～ 43 ページが現況写真になります。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

中田委員

4 番、中田です。申請地は集落から離れたところにあり、写真を見てもわかるように植林された杉もかなり大きくなっていて、農地に戻すのは困難だと思われます。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 120 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 120 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、報告第 11 号、農地の賃貸借合意解約書についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

局長

44 ページをお開きください。報告第 11 号、農地の賃貸借合意解約書について。農地の賃貸借合意解約書の提出があったので報告する。平成 30 年 12 月 26 日提出、美郷町農業委員会会長 菊田正光。詳細については担当よりご説明いたします。

事務局員

資料は 45 ページから 58 ページまで、農地法第 3 条が 2 件、基盤強化法が 5 件の合意解約書が提出されております。それぞれ合意解約が成立したことを報告いたします。以上です。

議長

それではこれで、本日の議案の審議をすべて終了いたします。

局長

ご起立をお願いいたします。

以上を持ちまして、平成 30 年第 12 回美郷町農業委員会総会を終了いたします。

一同、礼。

お疲れ様でした。

本会議の次第は議事録と相違ないことを証するためここに署名する。

美郷町農業委員会 会長 菊田 正光

美郷町農業委員会 委員 竹田 親吏

美郷町農業委員会 委員 菊池 勇夫